

参考

米国の教育事情について

M B 賞（米国国家品質賞）について

米国の教育事情

1 教育改革の変遷

第二次世界大戦以後の、教育に関する主なできごとや施策についての概要である。

1950年代

1954年、公立学校における白人と黒人の分離教育の違憲判決が出る。

(ブラウン判決)

1955年、白人に席を譲らなかった女性逮捕から、キング牧師の指導で黒人のバス・ボイコット運動が始まる。翌年バス乗客の人種差別違憲判決が出る。

1957年、ソ連が「スプートニク」の打ち上げに成功し、ソ連の科学技術が米国にとって軍事的脅威となり、その遅れを取り戻すべく、理数科教育に重点を置いて教育内容をより現代化する改革を行う。

1958年に「国家防衛教育法」が成立し、理数科目の充実と新しい技術の修得が強調された。

1960年代

1964年、「公民権法」が成立し、公共的な場や雇用における人種差別が禁止され、人種共学の促進が図られた。また、同年に「経済機会法」が成立し、教育機会の平等と所得格差の改善を目指した。

1965年、「初等中等教育法」が成立し、低所得層の家庭の多い地域の教育に対する財政的援助や貧困家庭の入学前の幼児教育への援助（ヘッドスタート計画）が始められた。

1970年代

1971年、人種共学が進むためには「強制バス通学」が必要であるという最高裁判決が出された。「強制バス通学」とは、白人の多い地区の子どもを黒人の多い地区へ通わせること（逆もある）を強制的に行う制度であり、この結果、白人が郊外へ移転したり私立学校へ行かせることが増加した。また、自宅で子どもを教育するホームスクーリングを選ぶ家庭も増えた。

1970年代は、麻薬やアルコール、中退などの非行が大きな問題となっており家庭科などの生活に関連した科目が重点に置かれ、理数科教育の重点化や通常の教科がなおざりになり、公立学校教育が衰退していった。

1979年、米国教育省団体条例が制定された。

1980年代

1980年、米国教育省が設立され、「教育に対する補助金政策を作成し、その配分を行う」「全米の学校のデータを収集し、研究を指導し、国民に公開する」「教育に関する主要な問題を識別し、重点を置く」「差別を禁止する法令を強化し、教育の機会均等を確実にする」などの役割が与えられた。

1981年、教育長官の諮問機関として「卓越した教育に関する全国委員会」が招集され、2年後に報告書の提出が求められた。

1983年、報告書「危機に立つ国家」が出された。この中では、学生の学力低下や学習時間の少なさ、教師の質の低さなどが指摘され、ベストセラーにまでなり、各州の教育改善へのきっかけを与えることとなった。また、同年に「21世紀に向けてのアメリカ人教育」という報告書も出され、当時のアメリカの現状が国際比較によって明らかにされた。

1990年代

1990年、米国教育省から「2000年のアメリカ - 教育戦略」の報告書が出された。その中には、理科、数学で世界1位になることを含めた2000年までに達成すべき6つの項目と15の実施策が示されている。なかには、全国的試験体制をつくり、成績優秀者を大統領表彰し、奨学金を与え、情報を公開し、その成績を大学入試や就職で用いることまで書かれ、大統領や議会、州知事、経済界、保護者がその責任を負うことを明らかにしている。

1997年、米国教育省から「21世紀のアメリカの教育のための実施要求」という報告書が出された。そのなかには、「基礎学力としての英語と数学の学力向上」「4年生の英語、8年生の数学の新しい統一試験の実施」「すべての基礎科目（英数理社）の学力向上」「優れた教員の養成」「幼児教育の重要性」「親による公立学校の選択とアカウンタビリティの枠の拡大」などを含む、10項目の教育改革がまとめられている。また、同省は、保護者や生徒、先生向けに数学学習こそが大学進学への入り口であるとうことをデータで示した「数学により広がる将来のチャンス」を発表している。

1998年、小学校3年生までの学級定員数を18人にすることが発表された。

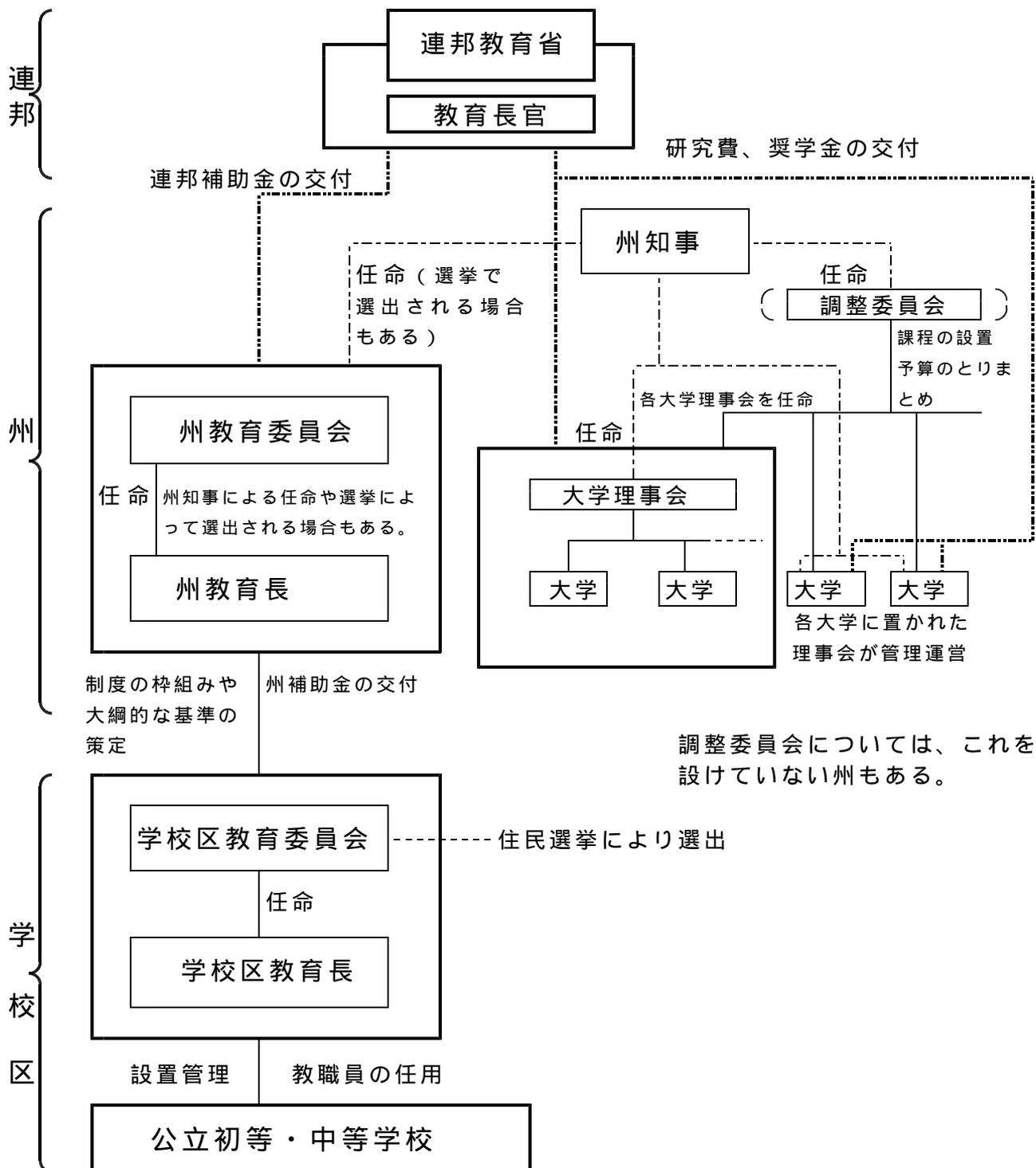
2000年代

2002年1月に「落ちこぼれをつくらないための初等中等教育法」(No Child Left Behind Act)が制定され、基礎学力の獲得が法律として定められた。

2003年6月に、全ての州がこの法律で定める教育改革の実行案を連邦教育省に提出し、承認された。

2 米国の教育行政機構

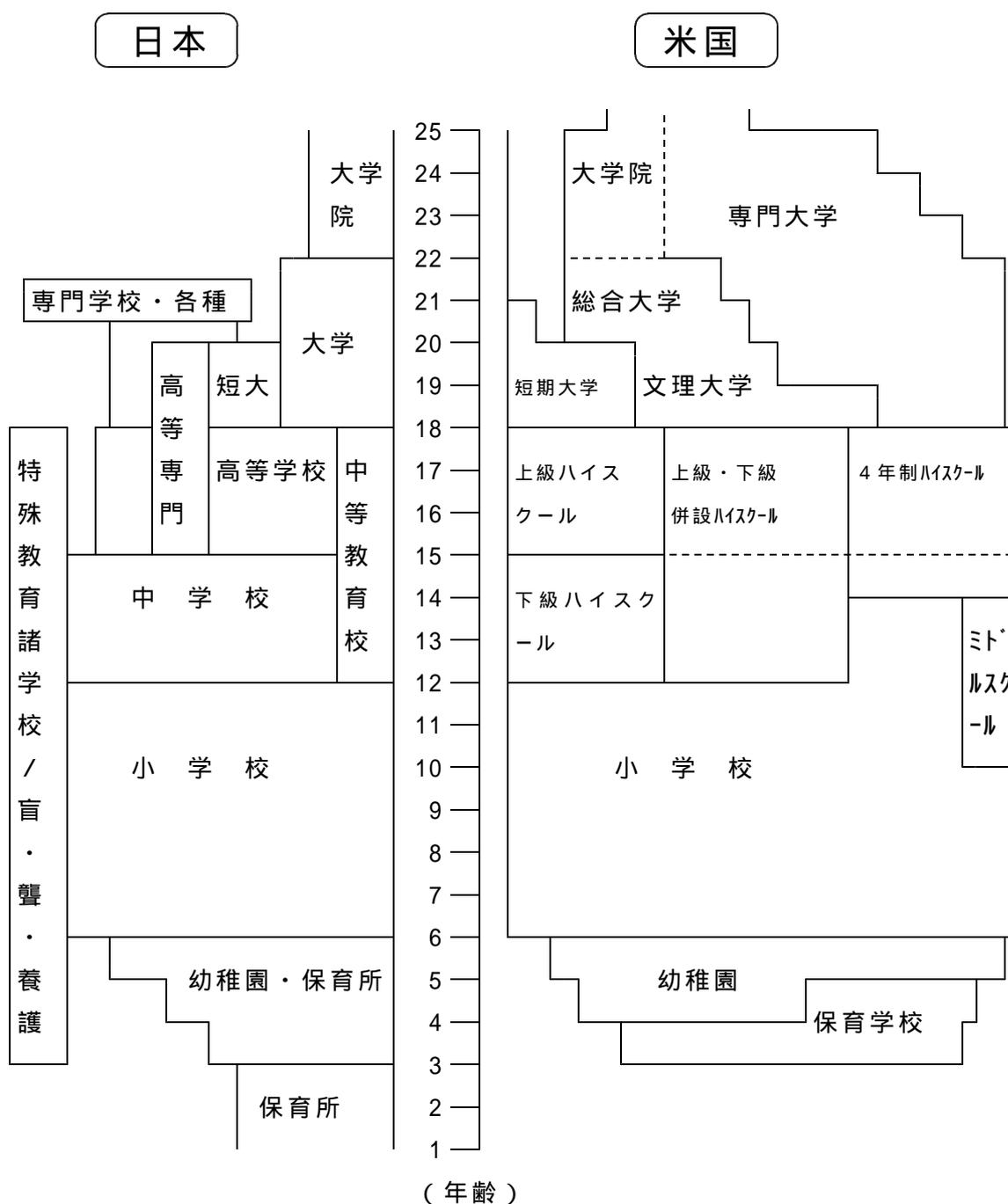
下図は、連邦教育省や州教育委員会、学校区教育委員会の関係や主な役割をまとめたものである。公立の初等中等学校の設置・管理や、校長および教職員の任用は、学校区教育委員会が行っている。



< 参考 > 日本と米国の教育行政制度の比較

		日 本	米 国
教育行政機関	国	文部科学省	連邦教育省
	地方	都道府県教育委員会 (私学・大学については知事) 市町村教育委員会	州：州教育委員会 学校区：学校区教育委員会
国と地方の役割関係		<p>国は、全国的な政策・制度、基準等を定め、地方に対して指導や助言、援助を行う。</p> <p>都道府県は、高等学校等を設置管理し、市町村に対して指導、助言、援助を行う。</p> <p>市町村は小中学校を設置・管理する。</p>	<p>連邦は、教育研究・開発、情報の収集・分析・提供等を行う。</p> <p>州は、独自に州内の教育を統括し、教育の基本的な枠組みや基準の設定を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・義務教育年限、年間授業日数等学校教育活動に関する大綱的な枠組みの決定 ・教員等の免許・資格認定 ・教育課程の基準設定、学力評価事業の実施 ・ハイスクールの卒業要件の決定 <p>学校区は初等中等学校の設置や日々の管理運営を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・義務教育の実施 ・学校の設置及び校舎の建設 ・教員の雇用及び教職員の学校配置 ・児童生徒の就学すべき学校への振り分け
学校の管理運営		<p>都道府県教育委員会は、公立高等学校等を管理する。</p> <p>市町村教育委員会は、公立小中学校を管理する。</p> <p>学校の施設、組織編制、教育課程等の管理運営の基本事項について教育委員会規則を定めることを法律上規定している。</p>	<p>学校区教育委員会が、初等中等学校を管理する。</p>
教育課程		<p>国が定める教育課程の基準に従い都道府県・市町村教育委員会の指導、助言の下で、各学校において教育課程を編成する。</p>	<p>州が定める教育課程の基準に従い、各学校区教育委員会が教育課程の基準を作成し、それをふまえて各学校が教育課程を編成する。</p>
教員の身分		<p>教員は都道府県が雇用する。</p> <p>小中学校教員については、都道府県が任命権を、市町村が服務監督権を持つ。給与は、都道府県が負担するが、国が1/2を補助。</p> <p>高等学校等教員については、設置者が任命監督し、給与も負担する。</p>	<p>教員は学校区が雇用する。</p> <p>学校区教育委員会が任命権及び服務監督権を有する。</p> <p>給与は主に州及び学校区が負担する。</p>

3 学校教育制度



< 米国の状況 >

【就学前教育】

幼稚園の他、保育学校等で行われ、通常3～5歳児を対象とする。

【初等中等教育】

12年であるが、その形態は「6-3-3制」「8-4制」「6-6制」に大別される。この他、「5-3-4制」や「4-4-4制」なども行われている。

【高等教育】

総合大学、文理大学、専門大学（学部）及び短期大学に大別される。

【義務教育】

各州の規定により異なるが、就学義務開始年齢を7歳とする州が最も多い。しかし、実際にはほとんどの州で6歳からの就学が認められている。義務教育年限は9～12年であるが、9年または10年とする州が最も多い。

4 米国の教育概観

ブッシュ政権の教育政策の中心は、2002年1月に成立した「落ちこぼれをつくらな
いたための初等中等教育法」に基づく、学力の底上げを目標とする初等中等教育の改善であ
り、2005年会計年度の大統領予算教書でも同法関連の施策の予算が大幅に増額された。

また、ブッシュ大統領は、同法の骨子の一つである教育の選択肢拡大の一環として、教
育バウチャー制度を導入することを主張し、多くの州で導入が検討されるようになってき
たなかで、2004年1月にワシントンDC地区でこの制度の導入が決定している。

一方、各州で同法に示された教育改革が本格化しているが、成績低迷校の児童生徒に他
の公立学校への転校を認める施策に関して、転校先の受け皿が確保できない問題が生じる
など、問題点も浮かび上がってきている。

高等教育については、ここ数年問題とされてきた州の財政状況悪化に伴う高等教育財政
の逼迫がさらに深刻度を増し、多くの州で州立大学に対する交付金が削減される事態とな
った。これに対して、大学の授業料値上げや技術移転による収入増、教員給与の科学研究
費による一部補填など多くの試みを実施している。

教員については、「2005年度の学年末までに全ての教室に適切な資格を持った優秀
な教員を配置する」という目標達成を目指して、オンライン大学や伝統的な教員養成課程
以外の卒業生に対する教員資格の付与などの多様なルートを通じた教員養成制度が実施さ
れるようになってきており、連邦教育省もこれらの試みを後押しする姿勢を打ち出してい
る。

5 主な教育政策と行財政

(1) 初等中等教育改革と雇用拡大につながる人材育成の強化

「落ちこぼれをつくらないたための初等中等教育法」

ブッシュ大統領は、一般教書演説において「同法はアメリカの全ての子どもたちに
機会を切り開く入り口となる。」と、高く評価した。さらに、「長年多くの子どもた
ちが低学年のうちに身につけるべき算数や文章読解の基礎を身につけることなく放置
されてきたが、この法律の制定により、基礎学力の獲得が法律として定められた。」
として、教育スタンダードの確立、州内共通学力テストの実施、学校のアカウ
ンタビリティ向上、成績不振校の親の学校選択の保障などの教育改革の方針を強
調した。

2003年6月には、全ての州がこの法律で定める教育改革の実行案を連邦教育省
に提出して承認を受け、全州で連邦政府が示した方向性を踏襲した教育改革が進めら
れることが確認された。

アメリカでは、教育は州の専管事項であるため、この法律も各州に対する強制力は
持たず、連邦政府補助金によって改革を誘導する手法を取っている。

< 参考 > 「落ちこぼれをつくらないための初等中等教育法」の概要

全ての公立学校の3年生から8年生（中2）の生徒が、毎年、英語（Reading）と数学のテストを受けるようにすること。高校生については、在学中1回実施すること。また、各州が実施する際は、事前に連邦教育省と協議すること。

全ての公立学校で全州、全米レベルで比較可能な結果を用いて学校通知簿（Report card）を作成すること。

低学力の公立学校へは、連邦補助金で支援する。しかし、2年続けて成績不振な学校では、生徒が他の公立学校へ転校することを認める。3年にわたって成績不振の状態が続いた学校へは、連邦補助金を打ち切る。そして、チャータースクールにするか、州が強制的にその学校を引き継ぐか、或いは教員を入れ替えて再出発させること。

州の標準テストで向上したことを%で示すこと。そして、2013 - 14年には、全ての学校で、全生徒が数学とリーディングで『良』レベル（proficient）に達すること。

学校全体、教委内全体でもそうでなければならないが、その内訳としての小グループでも「良」であること。すなわち、人種、貧しいなどの経済的背景、英語が不自由なグループ、身体的不自由な生徒などの小グループの結果も公表するものとする。

その年次ごとの内容は、基礎である（basic）、良好である（proficient）、上級である（advanced）として、卒業（進級）の%、教員の資質・資格、テストを受けなかった生徒の%、『改善を要する』学校を確認することである。

2005 - 06年度末までに、教員の具体的資質向上策を策定しなければならない。それは、目に見える形で専門事項について証明されるものであることが必要である。

「21世紀の雇用」

アメリカ経済の発展を支える技術革新の時代に求められる能力を備えた人材養成の観点から、医療関係やバイオテクノロジーなどの社会の要請の大きい分野での雇用拡大につながる人材育成強化の重要性と、そのための新たな施策として「21世紀の雇用」プログラムを行うことを表明した。

具体的には、以下のような新しい教育訓練政策を進めるものである。

ア：ミドルスクールやハイスクールの基礎学力に問題のある生徒への支援強化

イ：低所得者地域のハイスクールの学力優秀な生徒を対象に大学レベルの課程を学習する機会を与えるプログラムの拡大

ウ：民間の人材を積極的にハイスクールの理数系のパートタイム教員として登用

エ：ハイスクールでの成績が優秀だった大学生に対する連邦政府による奨学金の増額

オ：コミュニティーカレッジの職業訓練課程に対する援助拡大

「薬物乱用防止教育」

学校、コミュニティー及び家庭での薬物防止教育の徹底により、過去2年間でハイスクールにおける薬物使用が11%減少する成果をあげたことから、さらに学校での薬物検査実施のための予算が増額された。

(2) 教育バウチャー制度の導入

バウチャーとは、政府が一定の金額への換金を保障して発行、交付する証書のことである。教育バウチャー制度は、就学年齢の子どもを持つ家庭にバウチャーを交付する。各家庭は子どもの就学する学校にこれを提出する。バウチャーを受け取った学校は教育当局へ提出して学校運営費に換金する。というものである。

1990年に、ウィスコンシン州ミルウォーキー学校区で最初に始められ、その後1996年からオハイオ州クリーブランド学校区で、2000年からフロリダ州で導入された。しかし、公費を私立学校の授業料に充てることへの反発に加え、私立学校には宗教系学校も含まれるので憲法に定める政教分離の観点からも問題となっている。

ブッシュ大統領は、初等中等教育改革の柱の一つである「教育の選択肢拡大の施策」の一つとして、チャータースクールの推進や教育バウチャー制度の導入を強く訴えてきた。ワシントンDCでは、2004年秋から導入することが決定したが、内容は、「ワシントンDC地区教育機会選択奨励プログラム」として、5年間に渡って試験的に導入するものである。

(3) 2005会計年度予算

2004年2月に提出された予算教書によると、連邦教育省予算は、前年度比3.0%増の573億ドルが計上された。国防費は大きく増額される一方、農業や環境問題など内政関連予算は概ね減額される傾向にあるなか、教育は医療保障と並んで国防や経済問題に次ぐ優先課題として位置づけられ、引き続き予算を確保する姿勢が明確に示された。

予算が増額された主な項目は、「落ちこぼれをつくらないための初等中等教育法」関連の施策、「21世紀の雇用」関連施策、連邦政府による奨学金、特殊教育などである。

特に、「落ちこぼれをつくらないための初等中等教育法」関連の施策は、連邦教育省内の複数の局にまたがり、全体で予算総額248億ドル(約2兆6、300億円)が計上された。これは、前年度比約2%、2001年度と比較すると42.5%の伸びである。

この他、チャータースクールの施設設備援助やワシントンDCの教育バウチャー制度導入の資金などを含む学校選択に関する事業も、総額5億400万ドル(約534億2,000万円:前年度比28.8%増)が計上されており、教育省予算全体の約5割を「落ちこぼれをつくらないための初等中等教育法」及び学校選択に関する事業の予算が占めている。

参考：2005会計年度米国予算教書連邦教育省予算の概要

単位：100万ドル

連邦教育省所管事業 (各局における主な事業)	2004 会計年度 連邦会議	2005 会計年度 大統領案	前年からの増額 (%)	
初等中等教育局	21,655	22,496	841	3.9
教育上不利な者に対する援助	14,446	15,205	759	5.3
・第1章事業	12,342	13,342	1,000	8.1
・読み能力向上事業	1,118	1,257	139	12.4
インパクト・エイド	1,230	1,230	0	0.0
学校改善事業	5,858	5,940	83	1.4
・教員の資質向上	3,094	3,214	120	3.9
・テクノロジー教育振興事業	692	692	0	0.0
・21世紀地域学習センター事業	999	999	0	0.0
刷新改革局	1,103	885	- 217	-19.7
教員及び校長の養成・研修改革	228	186	- 42	-18.2
・「軍人から教員へ」プログラム	15	15	0	0.0
・教職転職プログラム	45	45	0	0.0
学校選択に関する事業	391	504	113	28.8
・チャータースクール	219	219	0	0.0
・ " 施設設備援助	37	100	63	168.2
・自主的公立学校選択	27	27	0	0.0
・マグネットスクール振興援助	109	109	0	0.0
・教育機会選択奨励基金	0	50	50	---
A P 教育 (Advanced Placement)	24	52	28	119.0
学校安全・薬物防止教育局	856	839	- 17	-2.0
・安全で薬害のない学校とコミュニティ	674	716	42	6.2
・人格教育	25	25	0	0.0
・市民教育	29	29	0	0.0
英語未習熟児童生徒教育局	681	681	0	0.0
特殊教育・リハビリテーション・サービス局	11,758	12,785	1,000	8.5
・特殊教育	11,161	12,176	1,015	9.1
職業教育・成人教育局	2,102	1,602	- 500	-23.8
奨学金事業局	14,124	14,838	714	5.1
・ペル奨学金(一人当たり最高4,050ドル)	12,007	12,830	823	6.9
中等後教育局	2,332	2,217	- 116	-5.0
・黒人大学援助	223	241	18	8.0
・黒人大学院援助	53	59	5	10.2
・ヒスパニック大学援助	94	96	2	2.0
・T R I O 事業	833	833	0	0.0
・教員養成課程援助	89	89	0	0.0
教育調査改善局	497	450	- 47	-9.5
連邦教育省管理運営費	555	573	18	3.2
連邦教育省予算総額	55,662	57,339	1,677	3.0

6 初等中等教育

(1) 教育制度の概要

教育は州の専管事項とされ、特に初等中等教育については、州の下に位置づけられる学校区 (School District) と呼ばれる行政単位に権限の多くが移譲されている。小学校から総合性ハイスクールへとつながる12年間の初等中等教育の期間及び単線型の教育制度は全国共通である。しかし、分権化された制度のもとで、義務教育の年限や進学・修了要件、初等中等教育12年間の中の区切り等は、州あるいは学校区によって極めて多様である。

例えば、学校制度は学校区が管轄区域内の公立学校を設置あるいは再編することによって決定される。従って、同じ学校区内でも5-3-4制と4-4-4制が併存するなど、異なる学校制度が見られる場合もある。伝統的に6-3(2)-3(4)制、8-4制、6-6制を採用する学校区が多く見られたが、近年は、ミドルスクールが増え、5-3-4制や4-4-4制が最も一般的な制度となっている。

義務教育については、州の教育法によって規定されており、開始年齢や期間等は州ごとに異なっている。ほとんどの州は、義務教育就学年齢を7歳としているが、6歳からの入学も見られる。終了年齢は16歳とする州が最も多く、義務教育年限を9年又は10年とする州が多い。

多くの州では、義務教育に関する就学を「公立学校」と規定しているため、当該州では、私立学校への就学は「義務教育の免除」として扱われている。また、州によっては、学校への就学以外に家庭における教育(ホーム・スクール)や公式に認められた教室外での学習機会を利用する個人学習などを公立学校での義務教育と同等と認め、就学義務が免除される場合がある。

(2) 「落ちこぼれをつくらないための初等中等教育法」制定後の初等中等教育の動き 親の学校選択について

アメリカでは、児童生徒は居住する学校区から指定された公立学校に就学するのが一般的であるが、学校間や学校区間で教育の質の格差が大きく、問題になっている。このため、学校間に競争を生み、教育水準の向上を図ることを狙いとして、親に学校選択権を与えることが進められてきた。また、新教育法では、各州で行われる州共通テストの結果、2年連続で十分な学力向上が認められないと判断された学校の児童生徒に対して、希望すれば学校区内の他の公立学校やチャータースクールへの転校を認めるように定められており、この規定は2002年の秋学期から各州で実施されている。

2003年5月、連邦教育省は親の学校選択に関する調査報告書を公表したが、それによると、学校区に指定された学校に通わず、親が選択した公立学校に通う児童生徒の割合は14%に増加したことや、子どもの通う学校、教員、学力レベル、学校の規律などに関する満足度は、選択した学校に通う親の方が高い結果であったことが明らかにされている。

フロリダ州マイアミ・デイド郡学校区の公立小学校の一つが、2003年秋学期

から閉校となっている。それは、2年間連続で成績不振校と評価された結果、子どもをそのような学校に就学させておくことを好ましくないと考えた親が転校させた結果、児童数が大幅に定員割れ（定員700人のところ、230人ほどになった）となったためである。

現在のところ、新教育法の認知度があまり高くなく、申請すれば転校が認められる規定があることを知らない保護者が多く、転校の申請希望は多くの州で該当者を大きく下回っている。しかし、すでに転校希望をめぐって、受け皿確保が大きな問題となっているところも出てきている。特に、転校希望の申請該当者が多い大都市地域の学校区では、今後保護者への周知度が高まり、転校希望者が増えてきた場合、定員に余裕がなくて対処できなくなるとして、対応策に苦慮しているところもある。

例えば、シカゴ市では、約27万人の転校希望者に対して、受け入れ可能な人数は1,100名程度であり、早急に対応策を検討する必要に迫られている。ニューヨーク市でも、実際は転校希望を提出できる該当者は、成績不振校300校余りの在校生30万人に上り、将来転校希望者が増加すると現状の受け入れ態勢では全く対処不能であると言う。

連邦教育省では、一部課程をインターネットで履修可能にするなど、各州・学校区が革新的な対策を考えるよう示唆しているが、現在のところ決定的な解決策は出されていない。

学校制度の変更について

初等中等教育の学制について、5-3-4制あるいは4-4-4制といった小学校、ミドルスクール、ハイスクールの段階区分から、8-4制や6-6制などのミドルスクールを経ないで、直接小学校からハイスクールへ進学する学制へ移行する学校区の動きが広がりつつある。これは、段階区分が少ない方が好成績につながるという理由が大きいとのことである。

初等中等教育の学校区分は公立学校を設置する各学校区が決定し、伝統的に6-3(2)-3(4)制、8-4制、6-6制等の学校制度が採られていた。しかし、一つの学校段階が長いと、上級学年と下級学年との発達レベルの差が大きく、同じ学校で教育することが難しいといった声が強まり、1970年代以降、小学校とハイスクール間に前期中等教育機関であるミドルスクールを設ける学校制度が急速に広まった。現在は、第5あるいは第6学年から始まる3年制または4年制のミドルスクールを含む学校制度を採用している学校区が多く、5-3-4制あるいは4-4-4制が最も一般的な制度となっている。

しかし、最近は特に、幼稚園から第8学年まで一つの学校で一貫教育を行い、ハイスクールに接続する初等中等8-4制が再び教育者の注目を集めてきている。学校区レベルでの調査では、6-6制、8-4制の学校の生徒の方が学力成績や学校への出席率が高く、中退率が低い、親の教育参加が熱心であるなどの結果が出ており、8-4制への移行の理由として挙げられている。

教員について

「落ちこぼれをつくらないための初等中等教育法」では、「2005年度の学年末までにすべての教室に適切な資格を持った優秀な教員を配置する」という目標を定めている。この目標達成のため、連邦教育省では、従来の教員養成の枠組みにとられない教員養成プログラムを奨励しており、オンライン大学や伝統的な教員養成課程以外の卒業者に対する教員資格の付与などの多様なルートを通じた教員養成制度が実施されるようになってきた。

2003年6月に出された教員の資質に関する連邦教育省長官の第2回年次報告「優秀な教員の確保に向けて」には、次のような各州や団体の施策が挙げられている。

伝統的な大学の教員養成課程の改革

教員養成は伝統的に教育学部で行われているが、中等学校で教員の担当科目に関する専門知識が十分でないことが大きな問題として指摘されてきた。このため、テキサス大学オースチン校では、1997年から同校の教育学部と理学部が協力して中等教育の理科の教員養成課程を開設し、専門性を高めるとともに、教員志望者を増加させる効果をねらっている。

カリフォルニア州「テクノロジーから教員へ」制度

失職しているテクノロジー産業の専門家から教員を養成する制度で、学士号以上の学位を持つテクノロジー産業からの失業者から教員の希望者を募り、1年間フルタイムの学生として大学で教職課程を履修して教員になるか、あるいは、すぐにフルタイムのインターン教員として教職に就き、仕事をしながら教職課程を履修することができる。

ニューヨーク市「研修教員」制度

2000年に始められた研修教員制度は、学士号以上の学位を持つ教職志望者を対象に、夏に2ヶ月間研修を行い、同じ年の秋学期から「研修教員」と呼ばれる新任教員として教職に採用する。夏の研修は、修士号取得のための単位として認められ、研修教員は指定された大学で引き続き教育学修士号取得のための課程を修める。夏季研修やその後の大学の授業料は、ニューヨーク市によって補助される。

民間団体による教員養成プログラム「アメリカのために教えよう」

このプログラムは、ニューヨークに本部を置く非営利民間団体の提供するもので、学士号取得者を対象に、夏休みに5週間の集中研修を行い、秋から学校で教えながら大学で教職単位を取得させるものである。このプログラムは、ミシシッピ州やカリフォルニア州などで州の教員養成制度として認められ、すでに9,000人以上のプログラム修了者の教員が誕生している。ペンシルベニア州でも修了者を新任教員として採用することが決定しており、今後さらに増加する見込みである。

オンライン大学に教員養成課程を設置

2003年3月、インターネットを通じて課程を提供するオンライン大学のウェスタン・ガバナーズ大学は教員養成課程の設置を発表し、秋学期の新生募集を開始した。この教員養成課程は、教育実習以外のすべての課程をオンラインで履修することが可能な初めての教員養成課程である。この課程では、同大学が直接提供す

る授業は教員養成課程の入門コースだけで、学生はその他の科目は全て提携している他の45大学のオンライン課程で履修し、取得単位をウエスタン・ガバナーズ大学に申請して認定を受ける。全課程をオンラインで履修するため、短期間で履修を終えることが可能である。教育実習は、学生が希望する学校で6ヶ月間行う。

各州では、教員免許取得試験の受験資格として大学の教員養成課程卒業を求めているが、この大学の卒業を認めている州はまだ3州であるが、ウエスタン・ガバナーズ大学は、他の43州と将来申請を認める合意ができていると発表している。

< 参考資料 > Rod Paige教育長官による、新教育改革法による『指導力十分な教員』の弾力的取り扱いについて 連邦教育省 2004年1月16日発表

わが国では、すべての生徒が良い教員を持てるように保証しています。それによって総ての子供たちがその可能性を十分伸ばすことができるからです。政府は2005-06年度までに、総ての教員が『指導力十分な教員』になるよう準備していますが、そのためには彼らは指導力十分であることを示してみせる必要があります。これは教員の利益になり、地方教委、州の利益、とくに生徒の利益になります。

新しい弾力的措置

合衆国ではすべての教委の約3分の1は地方にあります。数でいえば約5千教委ですが、連邦教育省の担当官はその地方を巡回して教員や州、教委の意見を聴きました。その結果、新教育改革法の定める『指導力十分な教員』の規定は小さい田舎の教員には適当ではない、という意見を耳にしました。そこでは数教科、科目を担当している人が多くいますが、この新しい弾力的措置は彼らに、もっと時間を与えることにします。すなわち1教科で『指導力十分』であることが必要ですが、他の担当教科、科目については3年間の余裕を与えます。また彼らに対して向上プランや教育行政機関からの援助や優秀教員の手助けなどの方策も講じます。

理科教員に対して

地方では理科教員は、しばしば2科目以上を担当しています。これに対してある州は「理科一般」の認定を必要とするとともに科目ごとの認定も必要としていますが、ある州では科目ごとの認定でよい、としているところもあります。連邦政府はこれについても弾力的措置をとり、「理科一般」でも良いとしますし、また科目ごとの認定でもよいと考えます。

HOUSSE「High, Objective Uniform State System of Education」の利用について

現職教員は州の厳格なテストで合格して「指導力十分」とされる他に、HOUSSE評定の方法を選んでもよいでしょう。このHOUSSEとは教職経験や専門的知識・技術や教員研修などを総合して「指導力十分」と示してみせる統一州標準評価です。

特殊教育担当教員に対して

彼らも核となる教科については「指導力十分」と示してみせる必要があります。しかし、その他の教科や行動領域については弾力的に考慮します。また、議会とも協議して身体不自由児教育法についても調整します。

7 その他米国教育の状況

(1) 特殊教育

アメリカは他民族の結合によって成り立っている。その結合を保ち、個人の権利を主張するためには、法の力が不可欠となる。教育現場もこの法の効力で、普通教育も含め「個々のニーズ」に適した教育が提供されている。特に、「特別教育 (Special Education)」では、障害者教育法 (IDEA: The Individuals with Disabilities Education Act)、リハビリテーション法 504 条 (Section 504 of the Rehabilitation Act)、障害を持つアメリカ人法 (ADA: Americans with Disabilities Act) の 3 つの法律が大きく影響している。

教育現場において何らかの困難を示している子どもたちに提供されている特別教育の内容は、個々によって異なる。しかし、それは「障害のタイプや程度」を判定要素とみなして画一的に決めるのではなく、細かい査定の結果によって個別に決定される。

特別教育の概念は IDEA によって確立されているが、その運営は各州に委ねられている。例えば、イリノイ州では、教育サービスの提供を考える際には、まずその子が特別教育を受ける必要があるかどうかから検討される。そして、その決定のためには障害の有無の判定が必要とされる。それを判定するために、いくつかのプロセスを経るが、さまざまな専門家たちが社会面・身体面・精神面・学習面・発達面など多方面から一人の子どもを深く分析し、その子を最大限理解していく。また、保護者からの子どもに関する情報・資料も重視され、本人へのインタビューも資料の一部として加えられる。そして、表 2 にあるような 12 種類の障害によって特別教育を受ける適格性を判断する。

教育現場では、障害の診断名は子どもに障害名を与えることを意味するのではなく、特別教育を受ける必要があるかどうかを判断するための判定要因の一つと受け止めている。この段階で障害が見受けられれば、IDEA に則った特別教育の中でさまざまなサービスが提供されるが、ここで障害が見受けられなくても、教育現場で何らかのサービスが必要とされた場合は、リハビリテーション法に基づいて教育的配慮を行い、教育現場を調整する。例えば、耳の不自由な人に手話通訳をつける、糖尿病を持つ子どもに決まった時間に糖分を与える、交通事故にあった子どもに短期間のみの車椅子を提供するなどである。

また、注意欠陥症候群 (ADD)、注意欠陥多動性症候群 (ADHD) の子どもたちにもこの法により教育的配慮がなされる。例えば、薬を服用する必要がある子どもには、学校内で適切に薬が服用できるように手助けしたり、LD と ADD を併せ持つような子どもの場合には、学習面で LD の専門家がクラスに入り、小グループで指導したりする。

このようにして得られた、多方面の専門家たちによる査定結果や障害の有無、特別教育を受けるために必要とする診断名、障害の特徴などは、「個別学習プログラム」に詳しく明記されることになる。

特別教育の中での「教育サービス」は、査定結果から得たその子どもの情報から、その子どもの個々のニーズに最も適したものとなる。具体的には、言語療法、作業療法、理学療法、カウンセリング、行動療法、社会性発達プログラム、ESL (第二外国語プログラム) などさまざまである。そして、個々のニーズに適した教育サービスを提供するには、どのような教育現場 (特別学級、包括教育、リソースの活用、特別学校) で、どの

ようなサービスが、誰に（LD 専門家、行動療法士、言語療法士、ソーシャルワーカーなど）によって、どのくらいの頻度（毎日30分など）で、どのような指導内容に基づいて行われているかなど、さまざまな要素が考慮されている。

また、関連したサービスとして、通学のための交通経費の支給と交通手段の提供（他の学校区へ通学するためのタクシー等の提供）、介助人の派遣、母国語のサービスなども組み込まれる。

表 1：連邦法である障害者教育法（IDEA）の主要目的

無償で適切な公教育の中で、障害のある子どもたちの個々のニーズに合ったサービスの提供
 障害のある子どもたちの権利、その保護者の保護の確立
 州、各地域において障害のある子どもたちの個々に適した教育を提供するための支援
 障害のある子どもたちを教育するための効果的な学力の確立

表 2：イリノイ州 特別教育必要性のための適格例

知的障害	言語障害	肢体不自由	情緒障害
学習障害	健康上の障害	視覚障害	発達障害
聴覚障害	自閉症	重複障害	外傷的脳障害

学校内の特別教育を円滑・迅速に履行するために、様々な方法が行われている。

特別教育実行委員会

学校内の特別教育運営の中心となり、校長、教頭、学習障害・情緒障害専門家、言語療法士、臨床心理士、リーディングの専門家などから構成されている。毎週、終日にわたって、特別教育を受けている子どもたちの様子が各方面から報告され、情報の最新化を図り、誰もが同じ目線で接することができるよう、情報交換がなされる。

E-mailの利用

各教師に1台のパソコンが支給されているので、ほとんどの連絡はメールで行われ、日々の情報交換には欠かせないものとなっている。

学習指導支援ノート

特別支援教育の教師が、クラス担任に週または月ごとに送り、詳細なクラスの情報集めとして活用されている。教科別にどのような内容を行っているか、特別な課題は何か、いつ何のテストが行われるか、どんな分野で援助を必要としているか、などをクラス担任に記入してもらい、それをもとに個別学習プログラムと照らし合わせて個々のニーズに合った援助を見極めていく。

(2) 徳育について

学校教育では徳育に関する教育として、米国市民としての「責任」と「権利」について教える「公民教育」が行われている。しつけや人格形成のための教育は、一般に家庭や地域における青少年活動、宗教活動等の私的活動にゆだねられている。しかし、近年の青少年の問題状況の深刻化を背景として、こうした教育についても家庭、学校、地域社会の三者の連携協力が強く求められるようになっており、学校への期待が高まっている。

学校で宗教教育を行うことは憲法で認められていない。ただし、宗教を客観的、中立的な立場で教えることは認められている。

「公民教育」の目標は、公共心の涵養と基本的人権を尊重する精神の育成、社会に主体的に参加する態度の形成、公共心や基本的人権の理解あるいは社会参加に必要な知識の習得にあるとされる。このため、政治の目的や行政の仕組み、民主主義の基本理念、民主主義社会における市民の役割、国際社会における米国の役割などを内容とする教育が行われる。多くの州では、州教育法において公立初等中等学校で「公民教育」を実施することを定めている。しかし、一般に「公民教育」は独立した教科として教えられるものではなく、教科横断的な指導あるいは学校行事等の中で教えるものとされている場合が多い。人格形成のための教育に関しては、同じように教科横断的に行われており、最近ではボランティア活動を学校教育に取り入れるようになっている。また、薬物防止教育は授業やその他の活動を通じて広く浸透させるよう工夫されている。

(3) ボランティア教育について

米国では、教会や地域の公共団体（青少年団体、福祉団体、環境保全団体など）を中心として、青少年による様々なボランティア活動の機会が提供されてきた。学校教育においても、多くの学校区あるいは学校が、地域社会での体験学習の一環として、障害者や高齢者の介護、就学前の幼児の世話など福祉活動への参加あるいは地域の環境調査や美化清掃運動など、環境保全運動の機会を提供するようになった。近年では、青少年犯罪の増加や学校の荒廃を背景として、人格形成の教育の重要性が指摘されており、この具体的施策のひとつとして、公共心や奉仕の精神を涵養するための体験的な学習機会として、コミュニティー・サービス（地域社会における奉仕活動）を通じた教育（ボランティア教育）が注目されるようになっている。このような教育活動は一般に「サービス・ラーニング」と呼ばれている。

メリーランド州では、全米で初めて高校の卒業要件として、地域社会における奉仕活動を通じた学習を義務づけ、高校卒業までに75時間以上の奉仕活動の実践と報告書の提出が求められるようになった。ただし、学校区や学校から求められる奉仕活動については、主体的活動であるはずのこの種の活動を義務づけたり、奨励することへの批判や、全ての児童生徒が適切な活動に参加できるようにするための条件整備の必要性などが指摘されている。

(4) ホーム・スクールについて

「ホーム・スクール」とは、宗教的あるいは教育的信条から、親自らが主な教師となって家庭で子どもを教える就学制度である。これは、全ての州で認められている。

ホーム・スクールの教師としての資格を法令で規定している州は少ないが、毎年あるいは決められた学年において州が指定したテストを受けることを義務づけている州は半数以上にのぼっている。このほか、カリキュラムや時間数、教材等について公立学校と同等であるとする行政当局の承認あるいは報告義務を課している州が多い。また、学校がホーム・スクールの記録を提出することを求めている場合も多い。

<参考> 連邦教育省統計センター:NCES発表から 2004年7月

全米家庭教育調査プログラムと協力してホームスクール生徒について調査したが、1999年の春には85万人であった生徒数が2003年春には109万人を超えるようになった。これは全米の生徒数の約2.2%に相当する。

調査方法

対象生徒は5才～17才(幼稚園児から12年生までの生徒に相当)

11,994名の親と面接して調査した。

公立または私立の学校へ通学する時間が、1週で25時間以下の子供である。

ただし、一時的に病気で欠席した者は含まれていない。

【ホーム・スクールを選んだ理由】

1. 公立学校の環境が悪いから(31%)
2. 宗教的・道徳的理由から(30%)
3. 学校の教科や指導が適さないから(16%)
4. 家庭的事情から(9%)
5. 子供の精神的・身体的理由から(7%)
6. その他特別な必要性から(7%)

『ホームスクール法律協会の説明(Home School Legal Defense Association)』

2003年10月27日

協会はホームスクールを法律的に防衛する目的で1983年に創られたが、それ以来、常に各大学と協議している。

1994年に16,000名のホームスクールの生徒の学力標準テストの結果を分析したが、リーディングでは79点、言語と数学では73点で、そのいずれも全米全体の生徒の平均点より数点上まっていた。

全米では実際の生徒は200万人とも考えられ、また増えつづけている。生徒には学年やクラスのランクも必要ではない。

ホームスクール出身の大学生は、学力的にも情緒的にも、また社会的にも特に問題はない。

入試の際には高校成績証明書はないが、それは克服できない問題ではない。

親の子供の教育に関する関心が非常に高い。

マルコム・ボルドリッジ賞(MB賞)について

1 マルコム・ボルドリッジ賞とは

「The Malcolm Baldrige National Quality Award (MB賞)」は、1988年のレーガン政権のもとで、米国の国家的競争力の向上を目的とし、その設立に尽力した商務長官の名を冠して創られたアメリカ国家品質賞である。MB賞は、創造的かつ継続的に顧客が満足するクオリティーを有する組織に、大統領自らが賞を与えるものである。

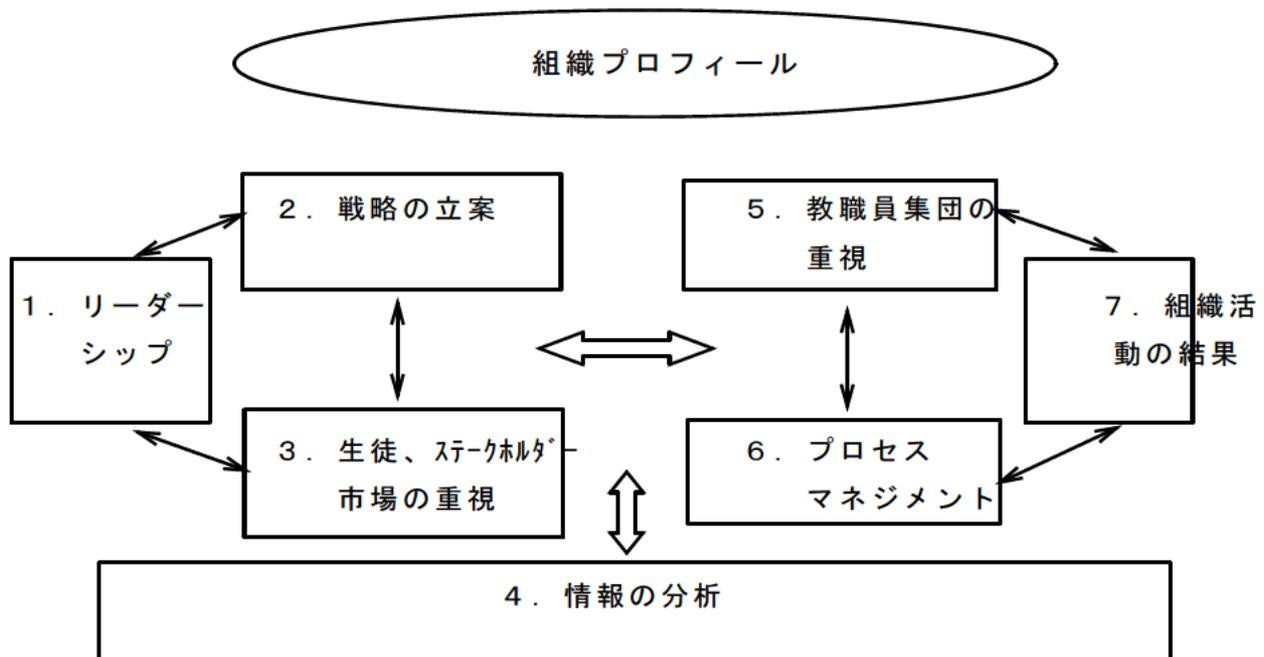
当初は、「製造部門」「サービス部門」「小企業部門」の3部門が対象だったが、1999年から「教育部門」と「医療サービス部門」が加えられた。

この賞は国際的にも大きな影響を与え、ヨーロッパ、中南米、オーストラリア、アジアなど60カ国以上で同様の賞が制定されており、同賞の概念は今や米国や産業界だけのものではなく、文字通り世界の優れた経営の基準として定着してきているのである。

2 「MB賞」の審査基準フレームワーク

この賞の審査基準は、世界水準の品質を獲得するための卓越性の基準として考案されたもので、「リーダーシップ」「戦略の立案」「顧客と市場の重視」「情報と分析」「人的資源の開発と管理」「プロセスマネジメント」「事業活動の成果」といった、7つのカテゴリから構成されている。

【教育部門での各カテゴリの枠組み】



3 教育部門での受賞

2001年度には、「アラスカ州・チューガッチ学校区」「ニューヨーク州・パールリバー学校区」「ウィスコンシン州立大学・スタウト校」の3組織が受賞。

2003年度には、「イリノイ州・パラタインの第15学校区」が受賞。

2004年度には、「ケネス W モンフォート カレッジ オブ ビジネス」(ノーザン・コロラド大学)が受賞。

各カテゴリーでの審査観点

カテゴリー		審査観点
1	リーダーシップ	<p>学校の経営幹部が、生徒や他のステークホルダー（注1）を尊重すること、生徒の学習、教職員の能力を高めること、革新、組織全体の研修のみならず、組織の価値観、経営方針、期待されるパフォーマンスにどのように取り組んでいるか。</p> <p>また、組織が社会的責任にどのように取り組み、地域社会を支援しているか。</p>
2	戦略の立案	<p>学校組織が戦略課題や実行計画をどのように進展させているか。また、決定された戦略課題と実行計画がどのように展開され、どのように進捗状況が測定されているか。</p>
3	生徒、ステークホルダー 市場の重視	<p>生徒、学校関係者、市場の要求・期待や好みをいかに把握しているか。また、学校組織が生徒や他のステークホルダーとの関係をどのように築くのか。さらに、生徒や教職員を満足させ、それを維持する要因、および教育サービスや教育プログラムの向上につながるような要因をどのように把握しているか。</p>
4	情報の分析	<p>学校組織の情報管理と業績測定システムや、組織の業績データと情報の分析方法はどのようなものか。</p>
5	教職員集団の重視	<p>学校が教職員集団のやる気をどのように引き出し、学校がどのようにして学校組織の全体課題や実行計画に沿って、教職員集団が潜在能力を発揮できるようにしているか。また、業績が向上し、個人や組織の成長をもたらすような職場環境と教職員支援の風土を築き、維持するための組織の取組をどのように行っているか。</p>
6	プロセスマネジメント	<p>学力向上の教育計画とその実施、生徒に提供している主なサービス、生徒のための支援補助業務など、全ての主要な教育活動とあらゆる校務分掌がどのように行われているか。</p>
7	組織活動の成果	<p>生徒の学力診断結果、生徒や学校関係者を起点とした成果、予算・財務・経営利益面の業績、教職員集団の成果、組織運営上の有効性はどうか。また、競争相手の業績、比較できる類似した学校の業績、あるいは適当に選び出された学校の業績などに関連した業績達成レベルはどうか。</p>

注1：組織の活動およびサービスの影響を受けている、または受ける可能性のあるすべてのグループを指す。学校のステークホルダーとしては、生徒、保護者、教職員、地域社会、教育委員会、関係機関等が考えられる。

【参考文献等】

「アメリカの教育改革」 著者 アメリカ教育省 西村和男
発行者 戸瀬 信之 発行所 京都大学学術出版会

「諸外国の教育の動き2003」 著作権所有 文部科学省
発行 独立行政法人 国立印刷局

「諸外国の初等中等教育」 著者 文部科学省 発行 財務省印刷局

「ベンチマーキングとは」 著者 高梨智弘 発行 生産性出版

「7つの習慣小学校実践記」 著者 渡邊尚久 発行 キングベアー出版

杉田荘治（国立教育研究所 研究協力者） ホームページ www.aba.ne.jp